

電通大技術士会会則

(名称)

第1条 この会は、「電気通信大学技術士会」（通称：電通大技術士会、リサーチ技術士会）と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の交流を図り、母校である電気通信大学及び会員の発展、更に技術士制度の普及を目的とする。

(活動・事業の種類)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために以下活動を行い次の事業を行う。

1. 講演会、研究会の運営
2. 親睦会の開催
3. 電気通信大学及び目黒会が行なう事業への協力と支援
4. 外部に対する当会の紹介と、支援依頼情報の会員との共有
5. (社)日本技術士会が行なう事業への協力と支援
6. 電気通信大学の学生、院生、卒業生及び教職員に対する技術士第一次試および技術士第二次試験の受験支援と受験指導
7. その他本会の目的を達成するための必要な活動

(会員資格)

第4条 この会の会員は、正会員、準会員、学生会員、賛助会員の4種類とする。

1. 正会員は、電気通信大学を卒業及び所属し技術士一次試験又は技術士二次試験に合格した者とする。
2. 準会員は、電気通信大学を卒業及び所属し本会の目的に賛同する者とする。
*1, 2 項で、当大学所属の教職員は他大学出身者も含む。
3. 学生会員は、電気通信大学に在学する学生で本会への参加を希望するものとする。
4. 賛助会員は本会の目的に賛同する団体とする。

(入会)

第5条 本会会員の資格を有しており本会への入会の届出をした者は、正会員、準会員、学生会員、賛助会員として登録される

(会費)

第6条 会員は、別途定める年会費を納入する

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

1. 退会の届出
2. 死亡

3. 除名
4. 学生員で本学の籍を離れた者

(退会)

第8条 前条の事由により本会の資格を喪失した者は、会員の登録を抹消する。

(除名)

第9条 本会の名誉を傷付け、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は、会員の資格を失う。本件については幹事会で判断・決定する。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 幹事長 1名
- 幹事 数名

(選任)

第11条 役員の選出について

1. 前条の役員は定時総会において、立候補者並びに被推薦者の中から選出する。
2. 第10条に定める役員は、会員の互選により選出する。
3. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第12条 顧問の設置について

1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、幹事会の決議を経て、会長がこれを囑託する。
3. 顧問は、本会の事業に関する重要な事項について会長の諮問に応じ、又は、幹事会に出席して意見を述べる事ができる。

(職務)

第13条 役員職務について

1. 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。
2. 会長は総会の議長を務める。
3. 幹事長は、幹事会を招集し、会長を補佐、会長不在時に代行する。
4. 幹事は幹事会において本会の運営について審議し決定し、事務を行う

(会議)

第14条 会議の種類と構成等について

1. 本会の会議は、総会および幹事会とする。
2. 総会は、正会員、準会員、学生員、賛助会員をもって構成する。
3. 総会は本会の最高意思決定機関であり、定時総会および臨時総会とする。
4. 定時総会は、年1回開催する。

5. 臨時総会、幹事会は、会長もしくは幹事会が必要と認めたときに開催する。
6. 幹事会は、会長、幹事、顧問をもって構成する。
7. 幹事会の議長は幹事長が務め、幹事が代行できるものとする。

(議決)

第15条 総会及幹事会の議決は、出席会員の過半数の決議をもって定める。

(会議の招集)

第16条 会議の招集について

1. 総会は、会長が招集する。
2. 幹事会は、会長、又は幹事長が招集する。

(個人情報)

第17条 会員の個人情報について

1. 会員への提示を原則とする。
2. 上記（1項）以外への開示の場合は本人の同意を得た時のみとする。
3. 個人情報は不正なアクセスおよび紛失・盗難・漏えいなどが発生しないよう適正な管理を行う。
4. 会員からの削除要求があった場合は名簿から削除する。

改定履歴

平成26年5月25日 制定 (Rev. 1.0)